

鳥 労 発 基 0726 第 1 号
令 和 6 年 7 月 26 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥取労働局長 平川 雅浩

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月16日付けをもって、申出代表者 U A ゼンセン鳥取県支部支部長
北畑 仁史から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、
別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金
公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その
必要性の有無について、貴会の意見を求める。